

平成 26 年度決算検査報告の概要

決算委員会調査室 本島 裕三

1. はじめに

決算検査報告は、憲法第 90 条及び会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 29 条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が 1 年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書で、検査が終了した決算とともに内閣に送付され、内閣から国会に提出される。この決算検査報告は、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。平成 26 年度決算検査報告は、検査院が平成 26 年 10 月から 27 年 9 月までに実施した検査（平成 27 年次会計検査）の結果が掲載されており、27 年 11 月 6 日に検査院から内閣に送付された¹。国会への提出は、近年、秋の臨時会中に、決算とともに行われていたが、27 年は臨時会が召集されなかったため、第 190 回国会（常会）召集日に当たる 28 年 1 月 4 日に平成 26 年度決算とともに内閣から国会に提出された。

本稿では、平成 26 年度決算検査報告の全体像について概観した上で、同検査報告に掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 平成 26 年度決算検査報告について

（1）構成

平成 26 年度決算検査報告は、本編が 1,148 頁となっている²。決算検査報告には、国の収入支出の決算の確認、国の決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項、国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出など 8 項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第 29 条各号）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることになっている。検査院による検査結果の所見が記述されているのは、主として図表 1 に示した六つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項」³、「改善処置済事項」は、通例「指摘事項」と呼ばれており、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。この指摘事項に係る記述が決算検査報告の大部分を占めている。

平成 26 年度決算検査報告の第 1 章では検査の概要、第 2 章では国の決算の確認、第 3 章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第 4 章では随時報告⁴、検査要請⁵事項の

¹ 内閣への送付に当たっては、会計検査院長が内閣総理大臣に手交することが通例となっている。検査結果について国民が知ることができる決算検査報告への関心は高く、内閣送付の際には、新聞等を通じて広く報じられることが多い。

² 決算検査報告は、検査院のウェブサイトにて全文が公開されている。

³ 意見表示・処置要求は、会計検査院法第 34 条又は第 36 条に基づくものであり、第 34 条に基づく意見表示・処置要求は会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第 36 条に基づく意見表示・処置要求は法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

⁴ 随時報告は、平成 17 年の会計検査院法改正により新設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求

報告及び特定検査状況⁶、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている。同検査報告の大部分を占めるのが第3章であるが、一般的な構成として、検査院からの指摘事項に係る主務大臣等宛ての文書の全文を掲載する形が採られている。ここでの記述項目については、多くの変遷を経てきており、必ずしも一定していないが、①不適切な事態が生じる背景となった制度等の概要、②当該検査の観点、着眼点、対象及び方法、③検査の結果、④不適切な事態等に関連し、所管省庁等に対する検査院の意見表示や是正改善の処置要求といった内容になっている。

図表1 決算検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求したもの
	改 善 処 置 済 事 項	会計検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じたもの
	随 時 報 告	会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
	検 査 要 請 事 項 の 報 告	国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
	特 定 検 査 状 況	会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 会計検査院資料を基に作成

(2) 検査方針

検査院は、毎年10月頃から翌年9月頃までの1年間を「検査年次」としており、決算検査報告には、毎検査年次の検査結果が掲載される。検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めており、平成26年度決算検査報告は、26年9月に策定された「平成27年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：26年10月から27年9月まで）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同検査方針では、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境保全、経済協力、中小企業、情報通信（IT）の9項目の施策分野に重点を置き検査を行うほか、東日本大震災からの復興に向けた各種施策について、進捗状況等に応じて適時適切に検査を行うとされた。また、会計検査院法第20条第3項に規定された正確性、合規性、経済性、効率性、有効性といった多角的な観点⁷から検査に取り組むとされた。

した事項等に関し、各年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を行うとともに、その概要を決算検査報告に掲記している。

⁵ 検査要請は、平成9年の国会法及び会計検査院法の改正により新設された制度で、国会からの求めに応じ、特定の事項について検査した結果を報告するとともに、その概要を各年度の決算検査報告に掲記している。なお、平成17年以降の国会からの検査要請に関する報告計47件は、全て参議院決算委員会の検査要請に基づくものである。

⁶ 特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、検査院の問題意識が示されており、国会審議における重要な材料となり得る。

⁷ 多角的な観点とは、①決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性、②会計

(3) 検査対象

検査対象は、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第22条各号）と、検査院が必要と認めた場合等に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第23条第1項各号）がある。平成27年次検査において必要的検査対象とされたのは、国会、裁判所、内閣、内閣府ほか11省等の会計のほか、政府関係機関、事業団、独立行政法人等220法人及び日本放送協会の会計である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等財政援助を与えた4,522団体等（都道府県、市町村等）の会計、国が資本金の一部を出資している8法人（中部国際空港株式会社等）の会計、国が出資した法人が更に出資している17法人（北海道旅客鉄道株式会社等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と129法人との契約に関する会計である。

これらの検査対象機関に対し、書面検査及び実地検査⁸が行われる。27年次の書面検査は、26年度分の計算書約14万冊及びその証拠書類約4,467万枚が対象とされた。同年次の実地検査の実施状況は図表2のとおりである。

図表2 平成27年次会計検査における実地検査の実施率

実地検査の対象箇所	左の箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,258	1,855	43.5%
その他の地方出先機関等	6,531	1,175	17.9%
郵便局、駅等	20,638	69	0.3%
計	31,427	3,099	9.8%

(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた4,522の団体等についても、実地検査を実施している。

(出所) 会計検査院『平成26年度決算検査報告』より作成

3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

平成26年度決算検査報告に掲記された事項等の総件数は570件であり、指摘金額⁹の総額は1,568億6,701万円となっている。25年度決算検査報告に比べ、総件数は25件、指摘金額の総額は1,263億697万円減少した。25年度決算検査報告では厚生労働省における「中央職業能力開発協会に設置造成させた基金について、使用見込みのない額を国庫へ返

経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性、③事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性、④同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性、⑤事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を果たしているか、また、効果を上げているかという有効性の観点。

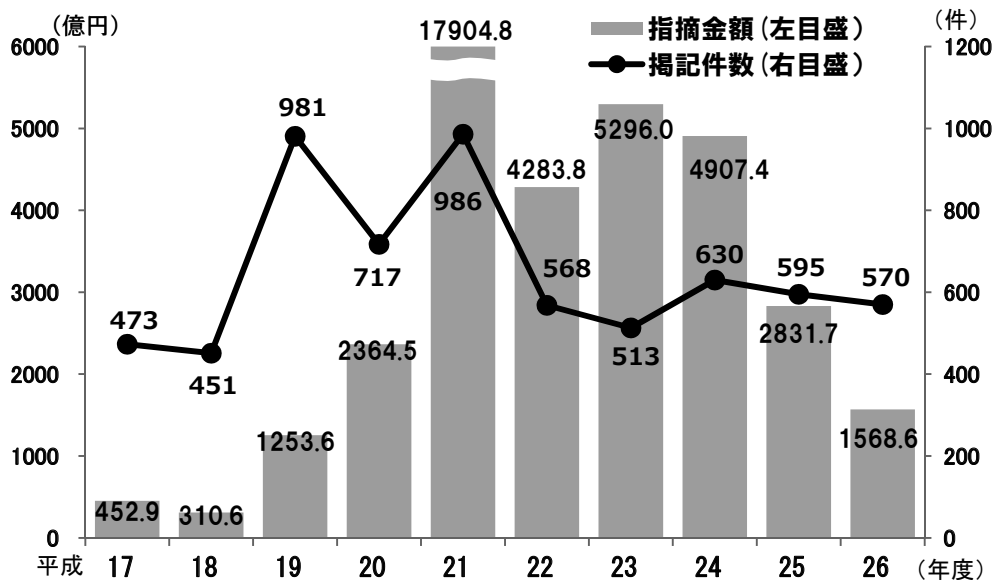
⁸ 書面検査は、検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類について、在庁して行う検査。実地検査は、検査対象機関の府省や団体の本部や支部、あるいは工事等の事業が実際に行われている場所に検査院職員を派遣して、会計帳簿の検査や関係者からの説明聴取等を行う検査。

⁹ 指摘金額とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、改善処置事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを、背景金額と呼び、指摘金額と区別している。

納させたもの」(752 億円)、農林水産省における「東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から国庫へ納付させたもの」(731 億円)という指摘金額 700 億円を超えた指摘案件が 2 件あったものの、26 年度決算検査報告では、防衛省の「F-15 戦闘機の近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器について、速やかに返納させるとともに必要な機能検査の実施を求めたもの」(243 億円)が個別案件の指摘金額としては、最も多額であったため、指摘金額を押し下げることとなった。

過去 10 年間の掲記件数及び指摘金額の推移は図表 3 のとおりであり、平成 21 年度をピークとして、その後、掲記件数はほぼ横ばいであるが、指摘金額に増減がみられるのは、基金や保有資産、剰余金の取扱いに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。

図表 3 掲記件数及び指摘金額の推移 (過去 10 年間)



(出所) 各年度の決算検査報告より作成

(2) 事項等別の概要

掲記された事項等を項目別にみると、「不当事項」等の指摘事項が 556 件、「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)が 6 件、「国会からの検査要請事項に関する報告」(検査要請)が 2 件、「特定検査対象に関する検査状況」(特定検査)が 6 件、それぞれ掲記されている。指摘事項の内訳を類型別にみると、「不当事項」の件数が指摘事項の約 7 割 (556 件中 450 件)を占めている。また、事項等別の件数の推移をみると、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数は、前年度に比べて半減したものの、件数自体は近年増加していたことが分かる。

また、「随時報告」、「検査要請事項」及び「特定検査状況」については、件数は少ないながらも、一定数継続して掲記されている (図表 4)。

図表4 事項等別件数推移（過去10年間）

事項等		年度									
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
指 摘 事 項	不当事項	390	361	859	593	874	425	357	470	402	450
	意見表示・処置要求事項	14	11	53	69	66	76	81	77	100	49
	改善処置済事項	41	65	55	46	39	54	53	64	76	57
	特記事項 ^{注1}	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
随時報告 ^{注2}		5	2	7	23	6	10	13	8	8	6
検査要請事項の報告		7	5	6	5	3	1	9	6	1	2
特定検査状況		14	8	5	4	4	6	6	7	9	6
計		473	451	981	717	986	568	513	630	595	570

(注1)「特記事項」は指摘事項の一つであり、事業効果・運営等の見地から、広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため、特に掲記を要すると認められたものを指す。18年度以降は掲記されていない。

(注2)「随時報告」は他の事項としても掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(出所) 各年度の決算検査報告より作成

(3) 省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、指摘金額では、防衛省（493億4,157万円）が最も多く、厚生労働省（422億3,702万円）、農林水産省（219億3,534万円）、財務省（156億5,268万円）と続く。また、掲記件数では、厚生労働省（292件）が全体の約51%を占め、国土交通省（54件）、農林水産省（34件）、文部科学省（26件）と続いている。省庁等のうち、掲記件数及び指摘金額が多かったのは、図表5のとおりである。また、省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額の詳細は、図表6のとおりである。

図表5 掲記件数及び指摘金額が多かった省庁

		(件、億円)	
省庁名	掲記件数	省庁名	指摘金額
厚生労働省	292	防衛省	493
国土交通省	54	厚生労働省	422
農林水産省	34	農林水産省	219
文部科学省	26	財務省	156
総務省	16	総務省	61

(出所) 会計検査院『平成26年度決算検査報告』より作成

図表6 省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

単位：件、万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項			改善処置済事項	計
			会計検査院法 34条関係	会計検査院法34 条及び36条関係	会計検査院法 36条関係		
内閣府(内閣府本府)	1	39,400				1	147,640
内閣府(宮内庁)						1	952
内閣府(警察庁)						1	1,471
総務省	10	135,682	1	2,550	1	32,167	16
法務省	1	416	1	3,171			2
外務省					2	1,628	3
財務省	1	27,580				2	1,537,688
文部科学省	23	22,917			1	-	26
厚生労働省	275	551,650	4	984,031	1	3,345	6
農林水産省	25	30,284	1	117,355	1	93,215	1
経済産業省	7	8,484			2	5,602	1
国土交通省	39	96,240			3	21,201	5
環境省	4	13,588	1	40,292	1	27,357	1
防衛省	5	81,936	5	4,843,897	2	1,989	2
(株)日本政策金融公庫						1	2,986
日本私立学校振興・共済事業団	5	1,671					5
東京地下鉄(株)	1	920					1
中間貯蔵・環境安全事業(株)			1	34,870			1
東日本高速道路(株)						1	-
中日本高速道路(株)						1	-
西日本高速道路(株)						1	-
全国健康保険協会						1	5,266
日本年金機構					1	2,547	1
新関西国際空港(株)					1	-	1
(独)国立公文書館						1	5,720
(独)情報通信研究機構						1	13,943
(独)国立青少年教育振興機構						1	1,489
(独)農林水産消費安全技術センター	2	1,174					2
(独)種苗管理センター	3	362					3
(独)家畜改良センター	11	2,734					11
(独)水産大学校	1	1,653					1
(独)農業・食品産業技術総合研究機構	11	48,855					11
(独)農業生物資源研究所	2	45,561					2
(独)農業環境技術研究所	1	6,499					1
(独)国際農林水産業研究センター	1	2,059					1
(独)森林総合研究所	7	9,485					7
(独)水産総合研究センター	5	1,123					5
(独)産業技術総合研究所					1	2,668	1
(独)農畜産業振興機構						1	1,040
(独)国際協力機構					1	※	2
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構						1	4,662
(独)日本学術振興会	1	645					1
(独)理化学研究所						1	38,469
(独)宇宙航空研究開発機構						1	289,627
(独)日本スポーツ振興センター	1	493,985					1
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	2,034			1	648	2
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構						1	4,252

(独)労働者健康福祉機構	1	20,370							1	20,370		
(独)国立病院機構	1	548	1	2,750					2	3,298		
(独)都市再生機構						1	—	1	8,409	2	8,409	
(独)日本原子力研究開発機構								1	3,465	1	3,465	
(独)地域医療機能推進機構	1	330							1	330		
(独)住宅金融支援機構								1	—	1	—	
(国)東京医科歯科大学	1	905							1	905		
(国)長岡技術科学大学	1	352							1	352		
大学共同利用機関法人 自然科学研究機構						1	7,645		1	7,645		
首都高速道路(株)								1	1,910	1	1,910	
東日本電信電話(株)								1	2,360	1	2,360	
西日本電信電話(株)								1	404	1	404	
日本郵便(株)								2	45,031	2	45,031	
一般財団法人民間都市開 発推進機構						1	※		1	※		
(独)農業者年金基金			1	5,872					1	5,872		
横浜港埠頭(株)	1	1,110							1	1,110		
合計	450	1,646,537	16	6,034,768	9	575,310	24	607,789	57	6,904,861	556	15,686,701

- (注1) 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)、国立大学法人→(国)
(注2) 背景金額については掲載せず、「-」とした。
(注3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。
(注4) 複数の団体に係る指摘については、金額は一方の団体にのみ掲載しており、件数の合計に当たっては
その重複分を控除している。なお、金額を掲載していない団体には※印を付した。
(注5) 「不当事項」及び「意見表示・処置要求事項」の両方において取り上げられている事項については、
金額の合計に当たってその重複分を控除している。
(出所) 会計検査院『平成26年度決算検査報告』より作成

4. 主な個別の掲記事項

平成26年度決算検査報告では、平成27年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野のほか、国民の関心の高い事項として、度重なる自然災害の発生等により関心が高まった国民生活の安全性の確保に関するもの、東日本大震災からの復興に関するもののほか、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行や、資産、基金等に関するものが掲記されている。ここでは、同検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する¹⁰。

(1) 個別の掲記事項の概要

ア 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例1：空港施設の不適切な維持管理状況

国土交通省及び新関西国際空港(株)が設置している空港施設の維持管理状況に関し、検査院が検査したところ、①施設の全て又は一部の図面情報等を空港土木施設台帳に記載していない事態、②鉄塔及び灯柱を明確に点検の対象としていない事態、③滑走路等の横断勾配等の勾配値が基準値を超過した場合や、滑走路の滑り摩耗係数の値が基準値以下となっていた場合に適切な修繕等を講じていない事態、④滑走路等の舗装の盛り上がりについて修繕していない箇所が多数残っている事態等が明らかとなった。

¹⁰ 各事例タイトル末尾の括弧内は、図表1の掲記区分を表す。なお、無表記のものは指摘事項を表す。

事例 2：放射線監視等交付金事業により整備したモニタリングポストの設計が不適切

環境省（原子力規制委員会）は、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響調査のため、地方公共団体が放射線の監視に必要な施設整備等を実施するための交付金を交付している。鹿児島県が平成 24 年度に九州電力（株）川内原発周辺地域において放射線監視等交付金事業により整備した太陽光発電型モニタリングポスト 25 局の稼働状況を検査院が検査したところ、柵や樹木の影になるなど設計が適切でなく、稼働に必要な電力を確保できないことから、継続的に空間放射線量率を測定できない事態が発生しており、その時間は 25 局で 25 年度 3,421 時間、26 年度 3,816 時間となっていることが明らかとなった。検査院は同事業に係る国庫補助金相当額 6,945 万円を不当としている。

事例 3：防災拠点に設置された蓄電池設備の耐震性が確保されていない事態

環境省は、東日本大震災からの復旧・復興や電力需給のひっ迫への対応の必要性等から、都道府県等に補助金を交付して基金等を造成させ、災害対策本部等の防災拠点施設における太陽光発電設備、蓄電池設備等の整備を進めている。平成 24 年度から 26 年度までに実施された整備工事（国庫補助金相当額 69 億 8,851 万円）により設置された蓄電池設備 398 基について検査院が検査したところ、固定が不十分なため所要の耐震性が確保されておらず、地震等の災害時に転倒して破損するおそれがあるものが 106 基（同 4 億 292 万円）あることが明らかとなった。

事例 4：高規格高速道路の暫定 2 車線道路の整備及び管理状況（特定検査）

国土交通省及び高速道路 4 会社（東日本、中日本、西日本、本州四国連絡各高速道路（株））は、完成時に 4 車線とする高速道路のうち、当面、交通量が少ない見込みの道路については、整備計画等において、暫定 2 車線道路として供用している。検査院が検査したところ、暫定 2 車線道路による供用年数は長期化する傾向にあり、取得した 4 車線分の用地のうち、暫定 2 車線道路以外の 2 車線分の用地は道路として利用されていなかった。また、高規格道路の対面通行部で防護柵を備えた中央帯があれば、相当程度防止できたと考えられる対向車線への逸脱事故が多数発生していた。検査院は、国土交通省等に対し、分離式の道路構造の採用も含めた対策に取り組むことなどを求めている。

イ 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

事例 5：震災復興特別交付税の精算が不適切

総務省は、東日本大震災に係る災害復旧事業等の実施のため、道府県及び市町村に特別交付税を交付している。検査院が検査したところ、①見込額を用いた算定額により交付された特別交付税について適切な精算を行っておらず、算定対象とならない国庫補助事業の経費を含めたため 28 億 5,359 万円（平成 23 年度から 26 年度）が過大交付されていた事態、②過年度に過大に交付した 13 億 9,618 万円の特別交付税について現行制度では短期間で減額調整することが困難となっている事態が明らかとなった。検査院は、総務省に対し、見込額と実績額の差額を精算することの必要性や適切な精算及び算定を

行うための留意点について周知徹底することなどを求めている。

事例 6：電子書籍の流通促進のためのコンテンツ緊急電子化事業の効果が不十分

経済産業省は、東日本大震災の被災地域における電子書籍の流通促進等のため書籍等の電子化等を行うコンテンツ緊急電子化事業を実施している。同事業により電子化された6万4,833件（国庫補助金交付額9億8,646万円（平成23、24年度））について検査院が検査したところ、①配信状況が確認できていない書籍数が4万6,350件あること、②配信状況が確認できた1万8,463件のうち2,376件は未配信で、そのうち、1,687件（同5,602万円）は、著作権者の許諾を得ていない、又は配信のための技術的な修正を完了していないなどにより配信可能な状態になっていないことが明らかとなった。

ウ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例 7：DNA合成製品購入における預け金等の不適正な会計経理

農林水産省所管の（独）農林水産消費安全技術センター等10法人において、平成18年度から25年度までに、DNA合成製品を会計規程等で認められていない預け金等により購入していた事態や、研究用物品の購入等に当たり、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、法人に代金を支払わせる不適正な会計経理を行っていた事態が明らかとなり、検査院は、11億9,509万円の支出を不当としている。また、文部科学省所管の国立大学法人東京医科歯科大学等2法人において、21年度から26年度までに行われたDNA合成製品の購入についても同様の事態が明らかとなり、検査院は、1,258万円の支出について不当としている。

事例 8：住宅等の省エネ改修事業における補助金の過大交付

国土交通省は、既存の住宅等の省エネルギー化の推進を図ることを目的として、省エネルギー改修工事を行う事業者に対して補助金を交付している。会計検査院が平成24、25年度に実施された74件の省エネ改修工事を検査したところ、架空の内容の請負契約書の写しを添付して実績報告書を提出するなどしていた11件に対して、8,937万円の補助金が過大に交付されていた。また、本事業に伴って導入された専用計測器が省エネルギー活動に十分に活用されていない事態等も明らかとなった。

事例 9：理化学研究所における研究予算の不適切な執行

平成26年1月のSTAP細胞問題を契機に、（独）理化学研究所における研究予算の執行状況等について、検査院が検査したところ、STAP細胞の研究に要したと認められる費用は5,324万円、STAP細胞研究に係る不正の有無等の調査に要した費用は9,170万円であることが明らかとなった（23年度から26年度）。また、①研究用物品の調達に係る会計経理において、一般競争契約における競争性確保方策を検討する必要がある事態、②DNA合成製品の調達において、会計規則で認められない前払を行っていた事態、③任期制研究員の給与の決定方法等において、変動給の金額加算基準や報奨金の支給方

法を定めていないなど、透明性に欠ける部分があることなどが明らかとなった。

事例 10：新国立競技場の建設計画等をめぐる不適正な会計経理

(独)日本スポーツ振興センター（JSC）が、平成 24 年 4 月から 27 年 1 月までに行った新国立競技場実施設計業務等に係る契約について、検査院が検査したところ、47 契約において、契約担当役による実際の記名押印が契約書上の契約締結日から約 1～9 か月を経過して行われた事態や、そのうち 4 契約で、契約担当役による記名押印が行われていないのに、JSC は伝票を作成し、支払を行っていた事態が明らかとなった。検査院は、これら会計規則等に定められた手続を経ることなく契約業務を実施していた金額 49 億 3,985 万円を不当としている。

エ 資産、基金等のストックに関するもの

事例 11：日本年金機構が保有している不要な固定資産

日本年金機構は、平成 22 年 1 月の設立の際、年金特別会計で保有していた固定資産 1,031 億 1,159 万円を承継しており、その資産は国から出資されたもの（政府出資財産）とされている。検査院が、機構の宿舍、事務所等を検査したところ、①長期間入居者がいない宿舍や他の宿舍に集約可能な宿舍等を機構が保有し続けている事態（14 億 8,785 万円（26 年度末））、②土地及び建物を売却して得た資金が内部留保されたままとなっている事態（1,369 万円（26 年度末））が明らかとなった。検査院は、厚生労働省及び年金機構に対し、保有する合理性のない土地及び建物については、国庫納付の制度が整備され次第売却し、内部留保資金と合わせて国庫納付するよう求めている。

事例 12：国有港湾施設の管理及び使用が不適切

国土交通省は、港湾法等に基づき、直轄事業等により港湾施設の整備事業を実施しており、そのうち公共用財産として区分されたものは、国土交通省が所管し、都道府県等の港湾管理者へ管理を委託することとなっている。検査院が検査したところ、国有港湾の 93 施設について、①港湾管理者から使用許可を受けずに運送業者等の港湾事業者等が専用使用している事態、②特定の港湾事業者等が恒久的な建築物等を設置して長期間専用使用している事態、③港湾施設が公共用財産とされていない野積場として管理又は使用されている事態が明らかとなった。

事例 13：まちづくり支援事業に係る民都資金の活用が不十分

国土交通省から住民参加型まちづくりファンド支援事業に係る補助金の交付を受けた一般財団法人民間都市開発推進機構（民都機構）は、地方公共団体が設置する基金に対して資金（民都資金）を拠出して支援を行っている。検査院が検査したところ、①使用見込みの見直しなどが行われず民都資金が 3 年以上使用されていない事態、②助成施設等が継続的に維持管理されずに撤去等されている事態が明らかとなった（①、②に係る国庫補助金相当額 1 億 3,973 万円（平成 17 年度から 26 年度））。検査院は、国土交通省

及び民都機構に対し、民都資金の有効な活用を図るよう求めている。

オ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例 14：効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）

外務省及び(独)国際協力機構が実施する政府開発援助（ODA）について、検査院が検査したところ、①対パプアニューギニア無償資金協力「ウェワク市場及び棧橋建設計画」（贈与額 5 億 180 万円（平成 20、21 年度））で、整備された製氷施設及び貯氷庫がほとんど使用されていない事態、②対カンボジア草の根・人間の安全保障無償資金協力「プノンペン都コークローカー町コミュニティセンター併設託児所建設計画」（同 635 万円（24 年度））で、贈与資金は支払われているにもかかわらず事業が実施されておらず、事業実施機関が資金の全額を事業と関わりのない NGO に正当な理由なく支払っていた事態等が明らかとなった。

事例 15：農業・食品産業強化対策整備交付金事業における不十分な点検評価

農林水産省は、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進するため、農業・食品産業強化対策整備交付金を都道府県に交付している。平成 17 年度から 25 年度までに 28 都道府県が実施し、費用対効果分析が行われた 1,260 事業について、検査院が検査したところ、①事業実施計画に記載された成果目標の内容が費用対効果分析の主要な効果項目の内容と直接関連がないものが 108 事業、効果項目の年効果額が年総効果額の 50% 未満になっているものが 217 事業あり、成果目標と費用対効果との関連性に留意した審査が各都道府県で行われていない事態、②都道府県が実施した評価報告書の点検評価等において、実績にかかわらず、対策の完了をもって成果目標を達成したと評価するなど実質的な評価が行われていないものが 201 事業あることが明らかとなった。

事例 16：F-15 戦闘機の近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器の管理が不適切

航空自衛隊は、平成 16 年度から 26 年度までに、F-15 戦闘機 84 機に搭載されるレーダー機器の取り換え等の近代化改修契約を三菱重工業(株)と締結している。取り外された機器は航空自衛隊第 3 補給処へ返納された後、運用基地に払い出し、機能検査を実施することになっている。検査院が検査したところ、21 年から 27 年に取り外された機器が同社において 3 か月以上保管されたままとなっている事態(154 個 147 億 6,731 万円)、機能検査が必要である機器が運用基地に払い出されることなく補給処に 3 か月以上保管されたままとなっている事態（150 個 136 億 9,031 万円）等が明らかとなった。

事例 17：防衛装備品のライフサイクルコスト管理が不適切

防衛装備品の開発、取得、運用・維持を経て廃棄に至る過程における費用総額（ライフサイクルコスト（LCC））の算定及び検証に当たっては、防衛省装備施設本部が各幕僚監部等と協力して、可能な限り 1 件毎の契約金額のデータ収集や部隊整備等に係る人件費の算定のほか、見積値と実績値に大きなかい離が生じた場合に差異分析を行って

る。検査院が、平成 26 年度 LCC 管理年次報告書における戦闘機等 14 品目について検査したところ、①全ての品目で 24 年度までの調達 1 件毎の契約金額のデータを収集していない事態、②部隊整備等に必要となる人員数の算出方法を定めることや装備品ごとの配置人員等の情報収集、将来発生する人件費の算定をしていない事態、③ LCC の見積値と実績値に大きな乖離が生じているにもかかわらず一部費目の差異分析を行っていない事態等が明らかとなった。

事例 18：国有林野事業における各施策の効果発揮が不十分（随時報告）

国有林野事業は、平成 10 年に借入金残高 3 兆 8,875 億円のうち、2 兆 8,421 億円を一般会計に帰属させ、残りの 1 兆 454 億円は国有林野事業特別会計において、国有林野の産物の売払収入等により、60 年度までに返済することとされた。検査院が国有林野事業の運営等を検査したところ、借入金返済の前提とされている国有林野の産物の売払収入増加に向けた国有林材の効率的な生産・販売や路網の整備による搬出経費縮減といった各施策の効果が十分に発揮されていない状況となっていた。検査院は、林野庁において、森林管理局及び森林管理署等と十分に連携して、森林・林業再生に資するシステム販売の推進、施業コストの縮減等の施策を確実に実施すること等を求めている。

カ その他の事例

事例 19：医療費の適正化に向けた取組の実施状況（随時報告）

厚生労働省における医療費の適正化に向けた取組に関し、検査院が検査したところ、①入院期間の短縮対策としての病床転換助成事業が全国的にほとんど実施されていない事態、②平成 21 年 4 月から運用を開始したレセプト情報・特定健診等情報データベースシステム（NDB システム（20 年度から 26 年度までに要した経費 27 億 9,734 万円））に収集・保存されているデータの多くがレセプトデータと突合できない事態、③レセプトの審査及び点検の具体的内容を十分に把握していないなど審査等が効率的かつ効果的に行われていない事態、④医療機関等に対する指導が指導大綱等に即して適切に実施されていない事態等が明らかとなった。

事例 20：サポート期間が終了しているソフトウェアの利用

各省庁が管理する情報システムについて、検査院が検査したところ、総務省等 8 省庁において、①インターネット上からの通信が可能なサーバ上でサポート期間が終了しているソフトウェアを利用していた事態（13 億 4,067 万円（平成 25 年度））、②サポート期間の終了をシステム管理者が把握するまでに最大 13 か月を要している事態、③情報システムの構築時に、更新等に係る計画の策定を適切に行っていなかった事態等が見受けられた。各省庁は、27 年 7 月までに、当該サポート期間が終了しているソフトウェアの更新等を実施するなどの処置を講じた。

(2) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った指摘事項等について、その後の会計検査での確かなフォローアップが行われており、平成19年度決算検査報告以降、その是正状況が掲記されている。

ア 不当事項に係る是正措置の状況

昭和21年度から平成25年度までの決算検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが449件、109億2,043万円あり、このうち金銭還付を要するものが443件、108億727万円あった。

イ 改善処置済事項に係る処置の履行状況

平成25年度決算検査報告で処置済事項として掲記された98件のうち、検査報告掲記時点で既に改善処置が履行済みであったため検査をする必要がなかったもの9件、及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの3件を除いた86件について、履行状況をみたところ、改善処置が全く履行されていなかったものはなかった。

5. おわりに

(1) 平成26年度決算検査報告の特色

今回の決算検査報告では、前年度に引き続き、国民生活の安全性確保に関する事項、東日本大震災からの復興に向けた施策に関する事項を掲記するとともに、STAP問題等科学技術研究に関する事項、新国立競技場建設等2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に関する事項など、国民の関心が高い事項について掲記されたことが特色として挙げられる。

例えば、国民生活の安全性確保に関する事項では、空港施設の維持管理状況に関し、滑走路の滑り摩耗係数の値が基準値以下となっていた場合に適切な修繕等を講じていない事態等を指摘するとともに(事例1)、環境省の交付金で鹿児島県が川内原発周辺地域において整備した太陽光発電型モニタリングポストが設計上のミスにより、継続的に空間放射線量率を測定できなかった事態(事例2)、災害対策本部等の防災拠点に設置された蓄電池設備の耐震性が確保されていない事態(事例3)等を指摘した。空港施設は多くの国民が利用するだけでなく、近年著しく増加している海外からの観光客が利用する施設であり、その安全性確保は非常に重要である。また、原子力安全対策や災害対策においては、東日本大震災及び福島第一原発事故の教訓から、施設整備に当たり、緊急時のあらゆる状況下での使用を想定することが求められており、指摘されたような事態は早急に解消する必要がある。

東日本大震災からの復興に向けた施策等に関する事項では、震災復興特別交付税の精算が適切に行われていなかった事態(事例5)、被災地域における電子書籍の流通促進のためのコンテンツ緊急電子化事業において、電子化された書籍の多くが配信されていなかった

事態（事例6）を指摘している。震災から5年が経過しようとしている現在も、被災地の復興が順調に進んでいるとは必ずしも言い難く、復興予算の執行に際しては、被災地の要望を的確に把握するとともに、有効性の観点からより踏み込んだ検証が必要である。

科学技術研究に関する事項では、前年度に引き続き、DNA合成製品購入における預け金等の不適正な会計経理について指摘している（事例7）。また、平成26年1月のSTAP細胞問題を契機として国民の関心が高まった理化学研究所における研究予算の執行状況等に関し、STAP細胞の研究費用及び同研究に係る不正の有無等の調査費用を明らかにするとともに、研究員への報奨金の支払い等に不透明な部分があったこと等を指摘した（事例9）。これらの指摘を踏まえ、研究機関は研究不正及び研究費の不正使用の撲滅に向けた取組を適切に行っていく必要がある。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に関する事項では、（独）日本スポーツ振興センターが行った新国立競技場の実施設計業務等に係る契約における不適正な契約手続を指摘している（事例10）。新国立競技場建設に関しては、当初、選定された建設計画において、費用の見積りが適切でなかったこと等が明らかとなり、国民の関心を集め、27年7月に安倍総理が計画の撤回を表明する事態となった。その契約において、不適正な手続があったことが明らかとなり、現在、新国立競技場の建設に関しては、新たな建設計画が決定され、必要な準備が進められているところであるが、今後、同様の事態が発生しないよう、原因の究明と改善措置を図るべきであろう。

このほか、各省庁が管理する情報システムについて、サポート期間が終了しているソフトウェアを利用していた事態を指摘している（事例20）。近年、我が国においても、サイバー攻撃が増加しており、情報漏えい等による被害を防ぐ観点から、システムの安全対策を一層強固なものとしていく必要がある。

また、高規格高速道路の暫定2車線道路の整備及び管理状況（事例4）や国有林野事業の運営状況（事例18）など、いわゆる問題提起型の指摘も多数見受けられるのが特色である。これらは、これまでに進められてきた政策について、検査結果を踏まえ、有効性の観点からの問題を提起しているものであり、関係機関は早急に施策の見直しを検討すべきであろう。

（2）決算検査報告をより有効なものにするための各省庁等の取組

今回の決算検査報告においては、DNA合成製品購入における預け金等の不適正な会計処理（事例7）や効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）（事例14）など、毎年繰り返し指摘されているものがある。これらの多くは、本府省からの制度の周知不足や、行政現場において担当職員が制度を十分に理解していなかったために生じているとされ、指摘のあった省庁等はもちろんのこと、指摘がなかった省庁等においても、同様又は類似の制度や運用等を見直す契機とするとともに、決算検査報告に記されている発生原因について深く認識して、今後、同様の指摘が繰り返されないようにする必要がある。

また、各省庁が、前回の決算検査報告と同様の指摘を異なる事業で受ける事例が目立っている。例えば、農林水産省は、今回、農業・食品産業強化対策整備交付金事業において、

費用対効果分析等の点検評価が不十分であったことが指摘されている（事例 15）が、前回の決算検査報告において、農林漁業 6 次産業化対策事業について同様の指摘を受けた。また、国土交通省は、今回、省エネ改修事業における補助金の過大交付が指摘されたが（事例 8）、前回は、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業において、同様の指摘を受けた。いずれも、事業実施に関して、事業実施前の審査や実施後の評価が不十分であったことを検査院は指摘しており、各省庁は検査院の指摘を当該事業の改善だけでなく、他の同種事業の改善にも活用していく手法を検討すべきである。また、検査院も省庁横断的検査とともに、同じ省庁内の同種事業については可能な限り同一年次に検査を行うことを期待したい。

さらに、今回の決算検査報告における指摘件数は 570 件であり、依然として多いものの、検査院が省庁等に意見表示・処置要求という形で支出の背景にある制度面などの是正を求めた件数は 49 件で、前年の 100 件の半数まで減少した。検査院が憲法上内閣から独立している財政の外部監督機関として、検査方針及び検査対象を的確に設定し、検査の結果、明らかとなった問題については、省庁に検討を求めるといった問題提起にとどまらず、所見において、実効性ある是正改善措置を要求するなど、より具体的かつ踏み込んだ指摘を行うことを期待したい。

国会においても、予算執行の検証と実績評価を行う立場として、決算検査報告で実態が明らかになった問題について、それを踏まえた議論を一層活発に行い、国の予算執行の是正改善を積極的に促していくことが重要である。

（もとしま ゆうぞう）